

○財務省、厚生労働省、
○農林水産省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十
六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。
平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

表中

二五〇、五四八
六三、三九五
一一六、四六九
四、六〇九
六、二四三
一、八一八
一一、五一四
二二二、六一九
七〇、八二一
九六、二五三
七四三
一、七〇六
九、八〇五
二〇、四八一
一一九、四六六
三九〇
二、一三六
七二一
二二一、二二七
三四、六三三
二一、八〇八

を

二五四、九二一
五七、一九八
一一五、一九六
五、四九八
六、七六八
一、三六三
一一、七八〇
一八一、九九七
六四、二九二
九三、五六八
九〇七
四〇〇
九、〇三〇
一九、三八八
一一〇、六一四
四〇〇
八七六
一五七
二四〇、一七一
三三三、三一五
一七、二八九

に改める。

○財務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条
第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月農林水産省、厚生労働省、告示第十九号（容器包装
に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定め
る量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。
平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
環境大臣 大塚 珠代

二八、九八九
一一、五八五
一三、〇二六
七七、二二九
一八五、六七八
一七、八〇〇
四二九、六四二
一一、四四五
五四一、五八七
五二、五五三
二、二〇七
六〇、九五〇
一七、四八二
四八、四八四
一五二、六八三
一〇〇、七三九

二二、二〇三
一一、二六四
一一、二六四
八一、一三七
一九二、七三二
一九、〇〇六
四一八、二四七
一一、六一一
五五九、八六五
五三、七五九
四、〇七一
五七、六一六
一五、四七六
四三、二〇〇
一六四、一〇六
一〇三、六八五

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚
生労働省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「九四、
五七九」を「九九、四三二」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「九
五、〇六六」を「九三、六二三」に改める。